

マージン率等の情報提供について

① 令和3年6月1日付け 派遣労働者数

1人

② 令和3年6月1日付け 派遣先事業所数(実数)

1事業所

③ 令和3年度(令和1年10月1日～令和2年9月30日)労働者派遣に関する料金の額の平均額

¥66,503 (8時間 全業務平均)

④ 令和3年度(令和1年10月1日～令和2年9月30日)派遣労働者の賃金の額の平均額

¥27,303 (8時間 全業務平均)

⑤ 令和3年度(令和1年10月1日～令和2年9月30日)マージン率

58.9%

$$\text{マージン率} = \frac{\left[\begin{array}{c} \text{前事業年度における派遣元事業所ごとの派遣労働者1人1日} \\ \text{(8時間)当たりの労働者派遣に関する料金の額の平均額} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{c} \text{前事業年度における派遣元事業所ごとの派遣労働者1人1日} \\ \text{(8時間)当たりの賃金の額の平均額} \end{array} \right]}{\left[\begin{array}{c} \text{前事業年度における派遣元事業所ごとの派遣労働者1人1日} \\ \text{(8時間)当たりの労働者派遣に関する料金の額の平均額} \end{array} \right]}$$

※ 百分率(%)表記にした場合に、小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入すること。

※ マージン率の情報提供に当たっては、常時インターネットの利用により広く関係者、とりわけ派遣労働者に必要な情報を提供することを原則とする。

※ また、マージン率に含めている教育訓練に要する経費、福利厚生費、社会保険料等の事項についても示すなど、派遣労働者が自社のマージン率について理解しやすくすることが望ましい。

⑥ 労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別等

● 労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を

締結している

当該労使協定の対象となる派遣労働者の範囲 (全ての派遣労働者)

当該労使協定の有効期間の終期 (令和4年3月31日)

締結していない

⑦ 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

訓練内容

| 訓練種別 | 対象者となる派遣労働者 雇入時・派遣中・待機中など | 訓練方法 OJT・OFF-JT | 訓練費用負担額 無償・有償 | 賃金支給 有給・無給 |
|----------|------------------------------|--------------------|------------------|---------------|
| 新規採用者訓練 | 雇入時 | OFF-JT | 無償 | 有給 |
| 職能別訓練 | 派遣中 | OFF-JT | 無償 | 有給 |
| リーダー就任研修 | 待機中 | OFF-JT | 無償 | 有給 |

キャリア・コンサルティング相談窓口及び連絡先 (相談窓口) 市川 剛 (電話番号) 0773-77-0008

⑧ その他の労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項(福利厚生など)

● 出張費用の交通費等の支給

【事業所名】 太陽保安警備株式会社

【許可番号】 派26-3000682